憲法改正論資料　　目　　次

ページ

1．　憲法改正論 ―――― 1
2．　自民党の改憲項目について ―――― 3
　　憲法９条の改憲案について
　　緊急事態について
　　合区の解消
　　教育の改憲
3．　日本国憲法について ―――― １１
4．　民主主義社会のための権力をチェックする仕組み ―――― １４
5．　外交・安全保障 ―――― １８
　　集団的自衛権
6．　国連の「平和権利宣言」採択について ―――― ２４
7．　日本の憲法の現状について ―――― ２５
8．　憲法改正国民投票法について ―――― ２７
9．　「芦田演説」 ―――― ３０

2019.10.1

憲法改正論

憲法改正を主張している人は、現行憲法のどんな点を批判し、改正しようとしているのでしょう。

改正の先頭に立っている安倍総理の主張と改正論者の主張をまず見ていきましょう。

Q．憲法改正論はどんなことを主張しているのですか？

A．（1）新しい時代の新しい権利を制定しよう

自民党はプライバシーの権利、知る権利、障害者の権利、環境権、被害者の権利をあげています。

しかし、プライバシーの権利や知る権利はすでに判例で認められていますし、障害者の権利は当然のことです。その他の権利も法律でどのようにでも制定できます。憲法の改正は必要ありません。

（憲法13条―幸福追求権）（憲法14条―法に下の平等）
（憲法25条―健康で文化的な生活を営む権利）

（2）72年間一度も改正していないから変えよう

日本の憲法は、衆・参両院議員の定数や選挙区や地方自治体の組織運営などが憲法上「法律で定める」とされているものがあるのです。大統領の任期を憲法で規定している国は、任期をかえるとき（例えば7年を5年に）憲法を変えなくてはなりません。つまり細かく規定している憲法は、何度も改正していますし改正手続も簡単なのです。また、ドイツが62回改正したと言われますが、多くはさまざまな政策について、州政府と連邦政府のどちらか分担するかということです。細かく役割が明記されているので、分担が代わるたびに改正となるのです。

日本の憲法は、国民の基本的人権、国のかたち、国の目標など基本となることを規定している憲法です。それだけに法律で幅広くカバーできるようになっています。

（3）現実とのギャップをなくすべき、特に自衛隊はきちんと認めるべき

憲法を現実にあわせるのであれば、憲法はいらなくなるのです。ギャップがあれば現実を憲法（国の目標である）へ近づける努力をすべき。

自衛隊はすでに認められた存在です。あらためて認めるということは、憲法9条3項を付け加えることによって、大変重要な憲法9条2項の「交戦権はこれを認めない」という規定を空文化してしまいます。海外での自衛隊の行動が自由になり、しかも米軍とどこでも共に軍事力行使ができるようになるのです。

（4）現行憲法はＧＨＱの押しつけた憲法だ

占領下での制定作業でしたし、ポツダム宣言を受諾しての敗戦でしたから、ＧＨＱの影響は大きかったけれども、日本人も憲法研究会（鈴木安蔵、高野岩三郎など）からの憲法草案要綱などの提案や国会における議論など多いに参加して作りあげたものであることは明らかです。また改正審議にあたって、国会でも重要な修正が行われています。（詳細は後述）

（5）憲法を国家統治の手段として明確にすべき

憲法は国家をしばるルールなのだが、改正論者は国民を支配し統治する道具として憲法

にしようとする意見。

正義や真理を所与のものとして国民に教え、ときには押しつける国家社会になってしまう。

（6）個を強調するあまり利己主義を広め、公共心を失わせてしまった

すべての国民は個人として尊重される。ひとり一人の個人を尊重するという原則は侵してはならない。

国家や民族の名の下に個人が否定された。日本の軍国主義やナチズムやスターリニズムの悪夢はその極限である。日本も戦前、滅私奉公、忠君愛国などが主張され、治安維持法などの下で個人の基本的人権は尊重されなかった。

（7）北朝鮮の脅威に対抗できますか

憲法が改正されると北朝鮮の脅威はなくなるのですか、そんなことはありません。北朝鮮が日本に対して侵攻する理由も国力も軍事能力もありません。問題は国交が回復していないことです。どうしても疑心暗鬼にお互いなってしまいます。先ずお互いの交流事務所を持って、国交回復の話し合いを認めるべきだと思います。

Q．安倍総理はどう考えているのでしょうか？

A．安倍総理の発言を見ると「戦後レジューム」からの脱却を主張して「今こそ憲法改正を含め戦後体制の鎖を断ち切らなければなりません。これは戦後の歴史から日本という国を、日本国民の手に取り戻すと言うことです。」と述べて戦後の日本社会の否定、脱却を言っているのです。戦前の日本社会の方が良いのでしょうか。

Q．戦後体制とは何でしょうか？

A．新しい憲法の制定が行われ、その下で国民主権、戦争の放棄、基本的人権の尊重、男女平等が進められ、他方、治安維持法の廃止、特高警察の解体、財閥の解体、農地解放、自作農の創設が進められたのです。多くの日本国民が望んでいたことでした。

一体、安倍総理の目指している日本はどんな社会なのでしょうか。

Q，最近の安倍総理のメッセージは？

A．2017 年 5 月 3 日の保守派の戦法改正集会のメッセージの中で、「今を生きる私たちは少子高齢化、人口減少、経済再生、安全保障環境の悪化など、我が国が直面する困難な課題に対し、真正面から立ち向かい、未来の責任を果たさなければなりません。そのために憲法の改正が必要なのです」と述べています。

しかし、少子高齢化、人口減少は、もう 20 年以上前から指摘された問題ですし、憲法改正すれば解決されるということでもありません。むしろこの点について、安倍総理には危機認識が、ほとんどなかったのではないでしょうか。

Q．憲法のうえではどうですか？

A．憲法をしっかり守る義務を負っている総理が、具体的に改正項目や時期を示して憲法改正を主張するのは、憲法 99 条（憲法尊重擁護も義務）「天皇又は摂取及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」に反するものであり、そのうえ、憲法改正の発議は国会のみが行いうるので、憲法 96 条（憲法改正の手続き）に反する発言であり行動であるのです。

歴代総理は「自民党は改憲を政策に掲げているが、自分は総理大臣として憲法に基づいて行政を行い憲法改正は考えていません」としてきました。安倍総理は特異な存在です。

自民党の改憲項目について

自民党の「条文イメージ（たたき台素案)」と「改憲Q＆A」によると、現在自民党は当面次の４点を変えようとしています。
①憲法９条３項に自衛隊を明記すること（条文の新設)
②緊急事態への対応（条文の新設)
③参議院の合区解消（条文の拡充)
④教育の充実（条文の拡充)

憲法９条の改正案について

現行・憲法９条の条文
第９条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認)
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
②　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党の日本国憲法改正草案
９条の次に追加
（国防軍)
第９条の２
　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指導者とする国防軍を保持する。
２　国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

Q.「国及び国民の安全を確保するため」とはどういうことですか？

A. 国と国民を並列に並べて「国民の安全」とだけにしておりません。過去の歴史をみると満州国を樹立し、実質的に日本に支配下におき、満蒙こそ「日本の躍進する唯一の道」であり、日本の生命線であるとしたのです。その後中国本土に侵略を広げ、後に日米開戦の原因のひとつともなったことを、忘れてはなりません。
　最近も安保法制の議論に中で、中東の石油輸入が途絶えることは、日本の国の安全の問題であり、中東の紛争に米軍と共に軍事介入をすることは、集団的自衛権の行使として認められると答弁しているのも同じ考えです。つまり「国の安全」というのは、その時の権力者の考えで、どうにでも出来るということです。

Q.「必要な自衛の措置をとる」としていますが、従来の考えとは異なるのではないですか？

A. そこで、従来の憲法解釈について、見ていきたいと思います。

I. 憲法９条の下で許容される自衛隊の措置

イ）政府の見解の全文は（昭和 47 年 10 月 14 日）次のとおり。

1972年の政府見解の憲法解釈部分

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、

自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、

あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、(その)事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる

集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

ロ）問題点

- 集団的自衛権の行使とは、自分の国が直接攻撃されていないにもかかわらず、武力攻撃されている他国を守り共に軍事行動に参加することです
- 日本の自衛隊が軍事力を行使するのは、いわゆる自衛権の3要件といわれ、
  ① わが国に対する急迫不正の侵害のあること。
  ② 排除するための適当な手段のないこと。
  ③ 必要最小限度の実力行使の範囲内で反撃すること。
  となっております。
- そこで日本の安全保障政策の軍事的な基本は「専守防衛」です。守りに徹するということです。そのため
  ① 攻撃的な兵器はもたない。空母、中距離弾道ミサイル、爆撃機なども所有しない。
  ② 非核三原則を堅持する。
  ③ 武器の輸出は行わない。
  ④ ODAも軍隊への支援は行わず、民生中心であること。
  ⑤ 国際紛争解決に軍事力は使わない
  となっているのです。

ここで明らかにされているのは、日本は世界の紛争に軍事介入はしません、日本が攻撃されたときのみ、必要最小限の軍事力で反撃しますよ、だから周辺に国も安心してください、専守防衛です。攻撃的兵器は持ちませんということです。そして明確に集団的自衛権は憲法上許されないとしています。

それがいま安倍内閣になって、大きく変えたのです。集団的自衛権は違憲であるという

ことは定着した憲法解釈だったのです。それを安倍総理は閣議決定でこの 1972 年の政府見解をがらりと変えたのです。だからほとんどの憲法学者は違憲だと言っているのです。

憲法 9 条 3 項に自衛隊を明記し、憲法 9 条 2 項を空文化することで、集団的自衛権を憲法上認める存在にすることが狙いなのです。

Q．加憲ということはどういうことですか？

A．突然 9 条 3 項（自衛隊の明記）を付け加えるという加憲論が出されました。アメリカの憲法改正は従来の規定をそのままにして、修正条項によって憲法の改正を実質的に行っています。認めてきていた奴隷制度を廃止する（修正 13 条・1865 年）。また禁酒法を制定し（修正 18 条・1919 年）、その後これが廃止された（修正 21 条・1933 年）。

この考えに立ちますと憲法 9 条 3 項で自衛隊を追記すれば、憲法 9 条 1 項と 2 項は空文化してしまうのです。前法より後法が優先するのが原則です。

憲法 9 条 1 項の「戦争の放棄」は、1929 年のパリの不戦条約の第 1 条と国連憲章 2 条 4 項にすでに規定されており、その流れの中にありますが、第 2 項の「戦力の不保持」と「国の交戦権はこれを認めない」という規定は、日本国独自のもので、安倍総理はこれをなくしたいのが本音です。もともとの自民党の日本国憲法改正草案（2012 年）では、憲法 9 条 2 項は削除になっています。

日本国憲法 9 条加憲論の問題点

① わざわざ必要最小限の部分を削除し、自衛権の行使を明らかにしています。
（自衛隊の行動が過度に制約されるという理由で）
・全面的な軍事力の行使、もちろん集団的自衛権を含む内容です。
・すでに法制局長官は「核兵器を持つことも使うことも現行憲法下で可能である」と答弁をしているので核兵器の保有も具体化する危険性があります。

② 「自衛隊を保持する」ことを明記
保持するために、国民は協力しなければならないということになれば、兵役の義務が生じ、徴兵制度の導入も可能になってしいます。

③ この加憲論のもとで、従来の日本の安全保障の中核の考え方であった、「専守防衛」が放棄され、「攻撃は最大の防衛である」という考えになります。そのため、敵基地攻撃能力を持つことになり、従来の攻撃的兵器は保有しないという考えから、航空母艦や中距離ミサイルの保有などに突き進むことになります。
このことは周辺諸国にとって脅威であり、それぞれの国が対日軍事力の強化に走り、果てしない軍拡競争になってしまいます。安全保障のジレンマです。

④ 「憲法 9 条の解釈は何も変わらない」と主張していますが、何も変わらないのなら、改憲は必要ないのです。世論調査を見ても国民の大多数は自衛隊の存在を認めており、何の問題もないのです。

⑤ 公明党にあった加憲論、教育無償は日本維新の会の主張、要するに改憲の環境づくりです。

⑥ 9 条を変えるだけでは済ません。自衛隊は軍事組織だから内閣がこれをコントロールし、その活動に責任を負うことを憲法に明記することが必要になります。内閣の職務を定めた 73 条で何も言及しないのでは不整合です。
また海外での活動に備えて、軍事法廷を設けるかどうかも検討する必要があるし、その結論次第では特別法廷の設置を禁じた憲法規定の見直しも必要になってきます。

⑦ 今の憲法改正をしなければ、安全保障上の問題が何かあるのでしょうか。

⑧ 北朝鮮の脅威を主張しているが、憲法を変えたら、脅威はなくなるのでしょうか。憲法を変えることで、何か解決されるのでしょうか。
⑨ 後から書き加えられる条文は前からの条文に優先するという一般原則です。
⑩ 自衛隊の存在を書き込めば、その任務、役割を明確に書き込むことになります。
大多数の憲法学者は、９条の下で集団的自衛権は違憲と主張しています。
９条２項の交戦権規定を空文化（死文化）することで、フルスベックの集団的自衛権の行使を行うことができるようになります。つまり、後方支援ではなく本格的戦闘行為を行うことになり、集団的自衛権を憲法上認めることになるのです。
⑪ 明記すると憲法から軍事力の統制規制がなくなってしい、軍事力のコントロールが憲法上なくなってしまいます。特に財政的見地からのコントロールが憲法上なくなってしまいます。
・ＧＤＰ１％枠。武器の輸出の禁止。非核三原則など
⑫ 自衛隊を憲法に書けば、３権から独立した組織と捉えることになり、大きな矛盾と統制が及ばない余地を残します。
⑬ 自衛隊という名がある限り、何をやっても、どんな装備を持っていても憲法で認められる存在ということになってしまいます。自衛隊の装備や活動をすべて予算と法律、つまりは政府と国会に白紙委任することになってしまうのです。

緊急事態について

緊急事態対応について、自民党は 2012 年 4 月に日本国憲法改正草案を作成し発表している。それによれば、第９章の緊急事態で、外部からの武力攻撃、社会秩序の混乱、大規模な自然災害時に緊急事態の宣言をするとしています。
そのうえ宣言を発したときは、政令を制定し、財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができるとしています。

自民党の日本国憲法改正草案（緊急事態対応に関する条文案）

内閣の事務を定める 73 条に次に追加
第７３条の２
1項　大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別な事情があるときは、内閣は、法律の定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。
2項　内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない

① 自然災害については、緊急事態条項は必要ありません。緊急事態条項は「戦争」や「内乱」「自然災害」など緊急事態の際、権力者が憲法を守らないで自由に行動することを認めるものです。
阪神淡路大震災や東日本大震災などの自然災害のときに、特に困ったことはほとんどなかったのです。東日本大震災のときの関係市町村長の意見は、国の関与を増やす必要ない自分たちに任せてほしいということでした。災害対策基本法など

で対応できるのです。

② 自民党のQ&Aでは「大規模自然災害等」に限定するとされていますが、「等」は要注意で、いつも拡大解釈されています、憲法 9 条改憲と合わせて「緊急事態条項」の導入が、主張されていることに注目すべきです。

③ 一番の大きな問題は、緊急の政令によって国民の権利が制限されることです。ワイマール憲法の緊急事態条項をヒットラーが利用したことを忘れてはならないことです。

第 64 条の 2

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の３分の２以上の多数で、その任期の特例を定めることができる

↑

大規模災害により国政が実施できない場合、国家の機能を維持するため、国会議員の任期を延長できる

・国会議員の任期の特例を設ければ、「緊急事態」を名目に政治家に都合のよい長期延長がなされる危険性がある。

緊急事態条項の問題点

1、自民党案（2012 年 4 月の憲法 98 条、99 条）

内閣総理大臣が緊急事態と認定すると、内閣は国会に諮ることなく法律と同じ効力をもつ、政令を出して個人の権利を制限することができ、政府の判断だけで財政支出を行い、地方自治体を従わせることができる。国民も指示に従わなければいけない。

政府に権限が集中し物事を決められる恐ろしさ

2、ナチスの手口

緊急事態法制が問題なのは、ドイツワイマール憲法 48 条 2 項の規定をヒトラーが利用・活用して、反対派を弾圧し政権を掌握した歴史があるからです。

ワイマール憲法

第 48 条 2 項　公共の安寧秩序に著しい傷害が生じ、またそのおそれがあるときは、大統領は、公共の安寧秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。

この目的のために、大統領は、一時的に、第 114 条〔人身の自由〕、第 115 条〔住居の不可侵〕、第 117 条〔信書・郵便・電信電話の秘密〕、第 118 条〔意見表明等の自由〕、第 123 条〔集会の自由〕、第 124 条〔結社の自由〕および第 153 条〔所有権の保障〕に定められている基本権の全部または一部を停止することができる

3、現行の法律体系

・災害対策基本法。・災害救助法。・大規模地震対策特別措置法。・原子力災害対策特別措置法。・自衛隊法。・警察法。国民保護法。

4、今すでに認められている総理の権限

① 首相は災害緊急事態の布告ができる。また国会閉会中には生活必需品配給や物価統制の緊急政令を制定する

② 自治体の長や NHK などの指定公共機関に必要な指示を出す

③ 警察庁長官を直接監督し、一時的に警察を統制する

5、知事や市町村の権限
① 医療、土木建築、輸送の関係者を救助業務に従事させる
② 救助活動で施設への立ち入り検査できる
③ 住民を救助活動に協力させる
④ 市町村長も他人の土地や建物を一時使用し工作物を除去する
⑤ 住民に避難での立ち退きを勧告、指示できる

6、東日本大震災のとき市町村長の意見
① ほとんどの人が権限を自分たちにまかせてほしいということで、国の関与を増やすことは必要なしの意見
② ただ、運用上できることもたくさんあるのだが、慣れておらず上手く権限を使っていないケースもある

7、現行憲法制定の際の議論
・金森徳次郎（1946年7月）帝国議会「衆院憲法改正案委員会」における答弁
「緊急勅令及び財政上の緊急処分は行政当局者にとりましては実に調法なものであります。しかしながら国民の意思をある期間有力に無視しうる制度である。だから便利を尊ぶかあるいは民主政治の根本の原則を尊重するかこういう分かれ目なのであります。」
・明治憲法の弊害
関東大震災で戒厳令を布告（軍や警察などによる無政府主義者や朝鮮人への弾圧が行われ、多くの犠牲者が出た）
・憲法制定過程における政府とGHQの議論
GHQ「憲法に明文を書かなくても内閣が超憲法的に対応すればよい」
日本側　「緊急事態条項のあった明治憲法以上の弊害がおきうる」
→ 参議院の緊急集会（54条2項）の開催が可能と明記。参議院の改選は定数の半分なので、国会議員がゼロになることはない。

8、緊急事態条項の第一の目的は日本を守ること
個人の人権より国家の意思を優先させるのが本質。この条項が入るだけで憲法の理念は崩壊する。

9、帝国憲法にも議会の議決を経ず、政府が天皇の名で行った
① 法律に変わるものとして命令を出す➡緊急勅令
② 行政権や司法権を軍隊に移す➡戒厳宣言
③ 国民の権利や自由を奪う➡非常大権

このように自然災害に対しては災害対策基本法のもと、法の体系は整っており、問題はいまの法律を十分に使いこなすことができる。
東日本大震災の後、関係市町村長さん達も「もっと運用を私たちに任せてほしい」と言っています。
また、テロや武力攻撃に関しても、警察法や自衛隊法、国民保護法などの過剰ともいえる仕組みが存在し対応は可能です。
例外的権限を憲法上導入すれば、誤用、乱用、悪用の危険が増してくる恐れがあり、いずれにしても憲法改正は必要ないのです。

合区の解消

自民党の合区解消の日本国憲法改正草案

現行・憲法４７条及び９２条の条文

第４７条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める

第９２条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める

自民党の参議院の合区解消に関する条文案

第４７条１項　両院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。

参議院議員の全部又は一部の選挙区について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとすることができる。

２項　前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第９２条　地方公共団体は、基本的な地方公共団体及びこれを包括する広域も地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営の関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

合区を解消するために改憲は必要ありません。

合区を解消する必要があるともいえません。

この改憲によって投票価値の平等が犠牲になり、今以上の不平等になるのではないか。

また参議院議員の性格が、全国民を代表するのではなく都道府県代表に近づくことになるのではないでしょうか。

教育の改憲について

自民党の教育に関する日本国憲法改正草案

現行・憲法８９条の条文

第８９条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

自民党の教育の充実に関する条文案

第２６条に３項を追加

第２６条３　国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない

第８９条　公金その他の公の財産は、第２０条第３項ただし書きに規定する場合を除き、宗教的活動を行う組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のために支出し、又はその利用に供してはならない

２項　公金その他の公の財産は、国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない慈善、教育若しくは博愛の事業に対して支出し、又はその利用に供してはならない。

なぜ教育に関して憲法改正が必要なのかは、良くわかりません。
全く不要だからです。
ちなみに、自民党は民主党政権が高校授業料の無償化を提案したときバラマキだと言って、反対したことを皆さん覚えておられるのでしょうか。
また、1970 年の国際人権規約の中に「中等教育と高等教育に対する無償教育を推進すること」と規定されています。
これに対して自民党は私学制度の根本原則が問われるとして、この規定に反対して留保してきたのです。
２０１２年の民主党政権でようやく留保を撤回したのです。
自民党のＱ＆Ａで「人づくりは重要であり、教育の重要性について、国の理念として国民の共通理解を図る必要がある」と書かれています。
そして教育基本法や学校教育法などについての法改正が必要とも書かれています。
やはり要注意です。
なお、私学助成についても「公の支配」を「公の監督」のほうが、分かりやすいが、これまでも国の私学に対する監督権限で「公の支配」の要件を満たされていると考えて運営してきたのであり、今すぐ憲法改正が必要というものではありません。

日本国憲法について

日本国憲法制定の経過

Q．制定の経過はどうだったのですか？

A．憲法は、国の最高法規であり国家が遵守すべき基本法です。

憲法は、人間の自由や権利をあらゆる国家権力から不可侵なものとして保障するものであり、いわば国家をしばるルールなのです。「国民が憲法を守る」のではなく、「憲法が国民を守る」ものなのです。

従って憲法を尊重し擁護する義務は、国家権力を遂行する公務員すべてが負っているのです。戦前、戦争を遂行するために軍部が国家権力を握り、国民の基本的人権は侵害され、国家総動員体制の下、侵略戦争へと突入し 313 万人の日本国民、2000 万以上のアジアの人々が犠牲になったのです。

この戦争に敗けたために 1945 年 7 月 26 日のポツダム宣言を日本は 1945 年 8 月 14 日無条件で受諾し、戦争は終結したのです。

ポツダム宣言で日本は民主主義国家になることや言論、宗教及び表現の自由並びに基本的人権が尊重されなければならないこと、軍国主義国家を認めないことなどを受諾したのです。このポツダム宣言を受けて、政府は 1945 年憲法問題調査会（松本烝治）設置し、多くの政党、民間団体が新しい憲法に取り組みました。特に憲法研究会（高野岩三郎、鈴木安蔵、森戸辰男など）の「憲法草案要綱」は英訳され 1945 年 12 月 26 日にＧＨＱに渡されました。この研究会案は、国民主権の原則が明らかになり、天皇は一切の国政には関与せず、象徴的存在とすることや法の下の平等や国民の基本的人権や男女同権など明確に書かれている。

1946 年 1 月 24 日にマッカーサー・幣原会談が行われ、幣原喜重郎から「戦争放棄」の提案がされました。当時マッカーサーは、日本の戦犯として天皇を対象にすべきだというオーストラリア、ソ連、中国の要求に、天皇を戦犯にしたのでは、日本占領が困難になると苦しんでいたのです。

そこで戦争放棄を明らかにし、天皇を象徴天皇と位置づけ、天皇の軍隊をなくすことで、特にオーストラリアを説得したのです。ですから日本国憲法 1 条の国民主権と天皇の象徴及び憲法 9 条の戦争放棄の規定はいわば一体なのです。

その後松本試案が、明治憲法と変わらなかったため、ポツダム宣言を履行するため、1946 年 2 月 9 日ＧＨＱ草案が政府に示され、政府とＧＨＱがやり取りをして一院制を二院制にかえるなどの修正をした上で、1946 年 3 月 6 日憲法草案が発表されたのです。

その後、明治憲法に改正案として帝国議会に提出され、両院で審議のうえ 1946 年 11 月 3 日公布、1947 年 5 月 3 日施行されたのです。

帝国議会における主な修正点を次のとおりです。

第一條 **天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であって、この地位は**

○主権の存する

○日本國民の至高の總意に基く。

日本國民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠實に希求し、國権

第九條 **國の主権の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、**

国際紛争を　　する　　放棄

他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

二十五
第二十三條　すべて國民は、健康で文化的な制定限度の生活を營む權利を有する。
國　　社會
法律は、すべての生活部面について、社會の福祉、生活の保障及び公衆衛生
　　に努め
の向上及び増進のために立案されなければならない
二十六
第二十四條　**すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。**
　　○法律の定めるところにより、　子女　普通
すべて國民は、○　そ　の　保　護　す　る 兒童に初等教育を受けさせる義
　義務
務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

●貴族院における主な追加修正点
第十五條　公務員の選擧については、成年者による普通選擧を保障する。
第五十九條　前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、兩議院の協議會を開くことを求めることを妨げない。
第六十六條　内閣總理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。
以上の規定は、貴族院において追加された規定であり、大変重要な意味をもっています。
（小さい字は修正して加えたもの、棒線は削除したところです）

Q．日本国憲法は、どんな特徴ですか？

A．世界で短い憲法です。英語の単語数は 4,988 語で、最も長いインドは 14 万６千語で平均２万１千語です。日本より短いのは、アイスランド、モナコなど５ケ国です。

多くの国では、憲法に選挙のこと、議員のことや大統領の任期などが具体的に書かれていますが、日本はこれらのことは「法律で定める」とされて基本だけが示しているので短いのです。

しかし人権については、ワシントン大学などが 188 カ国の憲法を調べたところ、日本の憲法は今でも先進国モデルで、特に基本的人権は画期的に人権の先取りをしていると評価されています。

この調査にあたったメンバーは「日本の憲法が変わらずにきた最大の理由は、国民に自主的な支援が強固だったからであり、経済成長と平和の維持に貢献してきた成功モデルなのです。それをあえて変更する政争の道を選ばなかったのは、日本人の賢明さではないでしょうか」と言っています。そして世界で一番古い憲法になったのです。

Q．日本国憲法の基本は何ですか？

A．憲法は国家の統治の基本を定めており、国民主権、基本的人権、平和主義の三本が柱です。その中の一番の中核は、基本的人権を守り、人々の自由と尊厳を守ることです。

憲法９７条（基本的人権の本質）
この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
・憲法１１条（基本的人権の享有と性質）も同じ趣旨です

Q．では、どんな社会で人々の基本的人権と自由が守られるのですか？

A．独裁国家や軍事国家、ファシズム国家では守られません。やはり、民主主義国家でなければなりません。そのためには国民主権が不可欠であり、民主主義を支えるためには三権分立のシステムでなければなりません。

同時に戦争状態では、人々の人権も自由もありませんから平和でなければなりません。日本の憲法はこうして、平和と民主主義を基本とする国家として戦後スタートしたのです。

Q．最近よく聞く、立憲主義とはどういうことですか？

A．憲法とは国家権力を制限して、国民の権利・自由を守るための法です。つまり、個人の人権を守るために、権力行使を憲法で制限するという考えです。民主主義社会では多数派による権力行使にも歯止めをかけるという意味をもつのです。

憲法を守るのは、権力を行使する人、公務員の皆さんは憲法９９条によって「憲法を尊重し擁護する義務を負う」ことになっているのです。したがって国民が憲法を守るのではなくて、憲法が国民を守っているのです。

権力をライオン、憲法を檻とすると、ライオンは危険性がありますから、檻に入れておくことで、国民は安心する。立憲主義とはこんな関係なのです。

Q．立憲主義を実現するために、憲法はどのような仕組みを作っていますか？

A．憲法は、国の最高法規です（日本国憲法第十章　最高法規）。憲法は行政権、司法権、立法権をも拘束するということです。

> 第９８条
> この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部はその効力を有しない。

Q．最高法規であることの仕組みはどうなっているのですか？

A．法定手続の保障

> 第３１条
> 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

この規定は、Due process of law と言われ、法の内容そして手続きの公正さを要求する適正手続きというものです

議院の国政調査権

> 第６２条
> 両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

三権分立のうえで民主主義を守るための大変大切な規定ですが、最近の現状は皆さん知ってのとおりです。

法令等の合憲性審査権

> 第８１条
> 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

民主主義社会のための権力をチェックする仕組み

Q．日本の民主主義の現状はどうなっているのでしょう。三権分立といいながら、国会や司法は行政に対してチェック機能が、果たしているのですか？

A．森友学園や加計学園問題をとおして明らかになったことは、安倍総理が行政の行使を通して、自分の友人と奥さんの友人に便宜を図ったということです。

森友学園には国有地の払い下げにあたって、ゴミ混入を理由にしてタダのような価格で払い下げをし、加計学園では首相秘書官などが許認可権をもつ、文部科学省に圧力をかけ、そのうえ森友では、佐川財務省理財局長らが決裁文書を改ざんしたり、隠蔽したりして、誰も責任をとらない前代未聞の不祥事を引き起こしました。

しかも、森友学園の決裁文書の改ざんは、財務委員会による憲法 62 条に基づく要求に対して行われたものであり、前代未聞の許せないものです。安倍総理及び麻生大臣の責任は重く重大であります。

またその後も、厚生労働省の「毎月勤労統計」の調査など、次々と問題が明るみに出ており、行政のやりたい放題で、これでは民主主義の基本である三権分立も危うくなっていると言わざるをえません。

民主主義社会のための権力をチェックする仕組み

1、国　会

① 第４１条（国会の地位、立法権）

国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である

安倍総理―「私は立法府の長である」と発言

・確立していた集団的自衛権の行使は認めないという解釈を閣議決定で決めた

（これは独裁政権）

② 第６２条（議院の国政調査権）

国政の関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる

③ 第６３条（国務大臣の議員出席）

答弁又は説明するため出席を求められたときは、出席しなければならない

④ 第６６条（内閣の組織）３項

内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う

安倍総理は野党の臨時国会の要求（憲法５３条）を無視する

2、司　法

① 憲法 81 条

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

② 司法人事への官邸の介入

最高裁判事に弁護士出身者は、日本弁護士会が推薦するのが、慣例となっていたが、山口県出身の山口厚氏が官邸の推薦で最高裁判事に。

また、加計学園の監事をしていた、木澤克之氏が就任。加計学園の加計孝太郎理事長と同じ立教大学の出身者が就任。

官邸が最高裁判事の任命に直接介入するようになった。トランプ流です。

3、地方自治

① 現行憲法下で地方自治は、行政権と立法権をもつ、地方政府が中央政府と向き合う形となった。地方自治は民主主義の学校といわれるように、中央権力への一つのチェックでもある

② 地方自治を成熟させる

明治憲法に地方自治の条項はなかった。国が知事を任命し、任命された知事の役割は、国の意向にそって市町村や地方議会を監視・監督することにあり、地域の声を中央政府に届けることではなかった。徹底した中央統制のもとで国全体が戦争に突き進んだのです。その反省から、日本国憲法は第8章に4条の条文を設けて、中央の権力から自治体が自立することをめざした。

③ 自治体に役割

振り返れば、公害対策も福祉政策も景観問題も情報公開も、自治体が国より先に政策をつくってきた。原発事故後は、自然エネルギー開発の先陣を切る自治体も多い。

地域の課題は地域の力で解決する。そんな社会をつくるには財源や権限を思い切って自治体に渡し、役割と責任を拡充する必要がある。

そうやって地方自治を成熟させることが、住民が主役のまちづくりの土台になり、日本において民主主義を発展することになるのです。

Q. 国会や裁判所の他にも、民主主義社会のために権力をチェックするどうなっていますか？

A. 国会や裁判所の他にも、民主主義社会のために権力をチェックする仕組みがあります

① 日本銀行―戦前の軍事費用は国債で調達したために紙クズに、そのため戦後は、政権との間には中立性を保つ

・日銀の国債保有量は2012年までは115兆円、2017年までに449兆円に増える

・上場投資信託(ETF)の国債保有残高2012年は1,4兆円、2017年17,2兆円

② 法制局―過去の議論や積み重ねを大切にしてきて、安定性を確保してきた

③ NHK－公正・公平な報道

④ 裁判所―行政や立法についてチェック

Q. どうなったのですか？

① 日本銀行―黒田総裁以下全員がアベノミクス支持人間で、大幅な金融緩和を設け、国債の４０％以上日銀の保有株の運用にも侵入

（ほとんど反対意見がなくなった。）

② 法制局―閣議決定で従来の解釈や運用を変えてきた

（集団的自衛権、武器輸出三原則など）

法制局長官の発言―日本は核兵器を持つことも憲法上できる

③ ＮＨＫもひどいものです。いつから政府広報になったのでしょうか。政府に批判的なニュースはなくなり、声も無視されています。その影響にはＮＨＫの人事にも介入しているといわれています。経営委員会には南京事件はなかったなどと歴史的事実も否定するような人がＮＨＫで目を光らせています。

Q．情報公開＝知る権利はどうなっていますか？

A．知る権利は民主主義の基盤ともいうべき、大切な権利です

朝日新聞の川柳―関係ない、問題ない、文書ない
記録ない、確認できない、記憶ない

国会安全保障会議の会議録、南スーダンで派遣された自衛隊の姿など要求資料は大事なところは黒塗りです。

特定秘密保護法以後、黒塗りが増えた。大幅な情報を隠している

特定秘密保護法

保有期間1年以上の特定秘密文書を破棄するには、政府の独立公文書管理監と内閣保全監視委員会のチェックを受ける。1年未満は省庁の判断で破棄できる。

そこで保有期間を1年未満として破棄する又は個人メモ扱いにして破棄してしまう。の上、改ざん、隠蔽、破棄など。

2017年度新規作成取得分だけで5万5822件

自衛隊の出動についての国会承認

ドイツでは出動する兵士の数、所属、持っていく武器、予算、現地の状況などは国会承認事項

日本は必ずしも明らかになっていない

国会承認の問題点は前に記載（参照）

Q．国民の基本的人権は、いま守られているのだろうか、心配はないのでしょうか？

A．いくつかの心配があります。それは情報化社会になって、様々な情報が流れており、そのなかで私たちは生きています。アメリカのスノーデンの告発は恐ろしいものです。

・スノーデンが明らかにした2013（平成25）年4月8日付けのアメリカのNSA文書にはメールや通信などの大量監視システムXKEYSCORE（エックスキースコア）が日本に提供されNSAによる訓練を実施したとあります

政府はコメントしていない

衛省の情報通信の部署があるようだ。

・「NASが日本にDFAを提供した」とスノーデンは言っています。（DFAとは防衛省情報本部電波部のことです。）

このシステムを使うと国民個人の情報を収集することが出来るのです。何かないかと個人情報を国家が収集するとは許されませんが、これを規制する法律がないのです。アメリカはスノーデンの暴露のあと、自由法を制定して規制をかけるようになりました。

推測ですが、自民党内で安倍総理に対する反対の動きが見えないのも、このことが関係しているかもしれません。恐ろしい世の中になりました。

・過去7年間総理大臣に一番よく会っている人は、内閣情報官です。週に何回もあっています。外務省や防衛省の人たちと一緒のときは海外の動きでしょうが、しかしそれ以外にどうしてこんなに会っているのでしょうか。安倍総理が必要とする警察情報は、どんな情報でしょうか。従来の総理は月に一回、官房長官は週に一回程度なのに。まさか国会議員や官僚、マスコミ、評論家などの個人情報を収集しているのではないでしょうか。それを必要に応じて、権力行使の参考にしたり、週刊誌に流しているのではないでしょうか。そんなことはないと信じています

Q．もう一つ心配なのが表現の自由ですが、どうなっています？

A．最近の事例ですが

・梅雨空に９条守れの女性デモ

この俳句が政治的中立性に反していると雑誌の掲載を断られたというもので、裁判の結果、「表現の自由に反する措置である」と判決が下されました。当然のことです。

・石川県金沢市駅前の広場を、憲法９条の会が使用届けを出したら、「政治的中立に反する」として認めてもらえなかった。今までは認めていたのに、何かあったのでしょうか。

・京都医学部―石川四郎 731 部隊の幹部のことが、消されてしまいました。

・大阪平和祈念館―戦争の加害、被害の掲示があるときから加害者の面の資料が全面的に撤去されました。

石井

このような国民自らの手で、表現に自由に反することを重ねていると、本当に全てを失ってしまいます。

ひとつひとつ大切にして表現の自由を守らなければ、民主主義も消えてしまいます。

外交・安全保障

集団的自衛権

Q.集団的自衛権が認められるなど、日本の安保体制が大きく変えられました。具体的にはどうなりましたか？

A．2014年7月に政府が日本の軍事力行使の15の事例が挙げられました。その一例をあげますと

事例１１ ハワイに飛んでいくミサイル（北朝鮮から）に対して、アメリカから迎撃要請を受けて日本が迎撃するケース

日本とミサイル発射国との間に、何の紛争もないのに、そのミサイルを撃ち落とすことは、相手国からみる敵ということになり、日本が直接攻撃を受けることになり戦争になるのです。

安倍総理は、日本が戦争に巻き込まれることは絶対ないと答弁していますが、このケースは積極的に戦争に参加することです。

事例１３ アメリカ本土が、我が国近隣にある攻撃国から大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルによる攻撃をうけた。我が国への攻撃はないが、アメリカは攻撃国に対し反撃を開始した、このときアメリカから日本へ米艦などの防衛と在日米軍基地の防衛を頼んできた

これは核戦争です。アメリカの艦艇に対する攻撃を、日本が阻止しようとすれば、アメリカの戦争に参加することになるのです。自衛隊は国民を守るのではなく、米軍を守ることに専念するというのがこのケースです。

Q．集団的自衛権の行使など、日本の自衛隊にどんな変化が起きているのでしょうか？

A．四つのケースが想定されます

- 存立危機事態―攻撃を受けたアメリカなどの要請に基づいて、日本の軍事力を行使するというもの、世界中で戦闘行動ができるようになっています。
- 重要影響事態法―日本の平和に深刻な与える事態です。そのとき世界中で他国軍を後方支援することができ、爆弾の提供や発進準備中の軍用機への給油などが可能です。
- 国際平和支援法―国際社会の平和と安全などの目的を掲げて他国軍が戦争をしてるとき「現に戦闘が行われている場所」以外で他国軍を後方支援する。恒久法なので常時派遣が可能で、実体は国際戦争支援法である。
- 武器等の防護―他国軍の武器の防衛が可能。国会の承認は必要なく、防衛大臣の判断で可能です。平時から米軍の防衛が可能となりました。

これらが示しているのは、世界中で米軍の要請があれば、行動を共にすることになる。つまり米国の敵が、日本の敵になってしまうのです。

Q．国会の承認が必要なのではないですか？

A．国会の承認は必要ですが、現実では次のとおりです

1. 集団的自衛権の行使を判断する根拠となる情報が特定秘密に指定される可能性があり、中谷防衛大臣も「集団的自衛権が必要と認定する前提となった事実に、特定秘密が含まれる場合もある」と答弁しています。
2. 特定秘密保護法では、
   ・自衛隊の運用、米軍との運用協力や計画
   ・武器や弾薬の種類や数量
   など、特定秘密に指定されています。
   イラク復興支援活動史のなかで「部隊の編成、運用、指揮系列に関する情報」について一部不開示となっています。
   訓練を行った内容とか部隊の編成等に係わる記述もあって不開示されています。
3. 集団的自衛権を行使するか決めるのは国家安全保障会議（NSC）だが、NSC が分析した内容について機密性が高いと判断すれば特定秘密になります。
   これまで開かれた NSC の四大臣会合の「結論」は、原則すべて特定秘密を含んでいるとして国民に公開されていません。
4. 国会審議に必要な情報が提供されずに承認か否かは決めることはできません。
5. 事後承認を認めないのは「国際平和支援法」のみ。あとは事後承認というところで既成事実を積み上げてから国会へ承認を求めるという可能性、危険性があります。
6. ドイツでは 2005 年連邦議会による承認が必要とされ、承認には最小限、以下の項目を明示することになっています。
   ① 出動任務
   ② 出動地域
   ③ 出動の法的根拠
   ④ 出動が予定される軍人の上限数
   ⑤ 出動が予定される軍隊の能力
   ⑥ 予定出動期間
   ⑦ 費用見積もり及び予算措置

   日本もこれらのうえに装備の内容なども含めて対処方針で明確にし、国会にその事実を報告すべきです。

Q．自衛隊の運用面では、どう変わったのですか？

A．いままでは専守防衛ですから、日本の国土とその周辺を想定すればよかったのです。どこでも病院があり、医師がいるから負傷した自衛隊員を後方へ輸送できましたが、海外の戦争になると一変するので、いまの自衛隊はこの点が悩みなのです。

Q．海外の戦争を想定した医療体制は、どう変わるのですか？

A．戦場における適確な救命に関する検討会が開催され、提言を取りまとめ中です。

弾が飛び交う中で処置が困難な場合どう対応するか、場合によっては処置を見切って戦闘に重点を移さなければいけないとか、両足がもぎとられたり、顔面が破壊されているような写真を資料として対応措置を検討しているのです。海外での戦場を想定した医療活動について、はじめて検討されたということです。

安保法の成立で自衛隊の危険な地域での任務も広がり、戦闘に伴う隊員の死傷に備えた高度な戦傷医療導入の本格的検討に入りました。

現在、米軍の戦術的戦傷救護ガイドラインに基づいて「砲火下の救護の基本処置計画」「戦術的野外救護の基本処置計画」などについて検討を進めています。

アフガニスタンやイラクで 6,000 人を超す戦死者を出した米軍の実践的医療活動を取り入れるのに、いま自衛隊は必死になっています。そうした中で負傷した現場ですぐ対応できるように救急救命士の資格をもった隊員に教育を行い、医療免許をもつ医官と同じように喉を切開して気道確保したり、骨髄に点滴をしたりする外科的施術を可能にしたいというのが防衛省の考えおり、それには医師法の改正が必要です。

現在の自衛隊の医療衛生体制

一般隊員	衛生科隊員	医官、看護官	
救急処置・護送	気道確保	外科的気道確保	胸腔穿刺
止血	止血	輸血	外科手術
戦闘地域⇒	戦闘地域からやや隔離⇒	戦闘地域から隔離	

Q．輸送の強化については、どうですか？

A．海外での戦争を今まで想定していなかったので、自衛隊員や兵器を海外まで輸送する体制がなかったのです。

そこで、戦争（有事）の体制の強化として、

① フェリー借り上げ　　72 時間以内に係留地を出港できる態勢を維持する。

・新日本海フェリー「はくおう」（兵庫県相生港）

・津軽海峡フェリー「ナッチャン World」（北海道函館）

それぞれ本年度末までそれぞれ 3 億 5 千万円で契約

海上自衛隊は大型輸送艦を 3 隻もっているが、十分でないので民間の借り上げを行っている。

② 目的

本年度は訓練や災害派遣に限った輸送契約。

本年度以後、有事の際にも車両や部隊を運べる契約を来年度から長期間契約で約 350 億円。

問題

有事に誰が運用するのか。（一般船員を予備自衛官にしてという考えもある。）

③ 新防衛大綱（2013 年 12 月閣議決定）

「迅速かつ大規模な輸送展開能力確保のために民間輸送力との連携」

旧日本軍に徴用された 7000 隻が沈没し 6 万人の船員が亡くなった。

こうしたことをやりつつ、アフリカのジブチに軍事基地を持っています。

Q．安倍政権が進めてきた主な外交・安全保障政策はどういうものですか？

A．安倍政権は 2013 年 12 月、国家安全保障会議（日本版 NSC）を発足させ、特定秘密保護法を成立させました。NSC は首相や官房長官ら少数の閣僚だけで重要な外交・安保政策を決められる組織です。決定過程や米国からの情報を「特定秘密」に指定すれば、国民に知らせずに封印でき、公務員らが漏らせば最高懲役 10 年の厳罰が科されます。

政権の中枢に権限と機密情報を集中させた仕組みは、2015 年 9 月に成立した安保法と密接不可分の関係にあります。仮に NSC が集団的自衛権の行使を決定した場合、妥当性を判断できる根拠や事実関係という重要な情報が国民に示されないまま、自衛隊が海外で武力行使に踏み切ることにもなりかねません。

一方、政権は 2014 年 4 月、武器輸出三原則を変更し、武器の輸出や他国との共同開発

を事実上解禁しました。日本製の武器や部品が紛争を助長する懸念が生まれただけでなく、米国や英国、フランスと武器の共同開発を通じ、軍事的な連携を強められるという点で安保法を補完しています。

安倍政権が進めてきた主な外交・安全保障政策

2012年12月	・第2次安倍政権が発足	首相や一部閣僚だけで武力行使など決定可能に
13年12月	・国家安全保障会議（日本版NSC）発足	
	・特定秘密保護法が成立	米国と軍事情報共有へ機密性高める
14年 4月	・防衛装備移転三原則を閣議決定	武器輸出や共同開発を事実上解禁
6月	・改正国民投票法が成立	改憲手続きが確定
7月	・集団的自衛権行使容認を閣議決定	歴代内閣の憲法解釈を変更
15年 2月	・新たな政府開発援助（ODA）大綱を閣議決定	軍事転用の歯止めに不安
4月	・日米防衛協力指針（ガイドライン）再改定	米軍との協力を地球規模に拡大
9月	・安全保障関連法が成立	多くの憲法学者が違憲と指摘
10月	・防衛装備庁が発足	官民一体での武器輸出の司令塔に
16年3月29日	・安保関連法が施行	

Q．中国や北朝鮮の脅威にどう対応するのですか、軍事力の強化はやむを得ないのではありませんか？

A．脅威とはその国の意思と能力で、判断されます。軍事力の強化は、相手もそれに対応して、強化するという安全保障のジレンマになってしまう危険性があります。

Q．相手国との意思はどうあるべきですか？

A．外交です。お互いの文化や歴史を尊重することが大事です。国民間の交流や文化交流、地方自治体内の交流など拡大すべきです。そして何よりも経済交流を強化して、相互依存体制を強化することです。

Q．軍事能力や体制はどうあるべきだと思いますか？

A．信頼醸成措置―信頼醸成措置が必要です。お互いの予算や演習、部隊の移動などの事前通告、首脳間や軍事面での緊急時のお互いの連絡体制の強化など、相互不信にならないようにする努力が必要です。ＡＳＥＡＮ地域フォーラムでも努力されています。

軍事力の規制―軍事能力についてお互いに話し合って、相互に信頼することが必要です。無駄な軍拡競争にならないようにミサイルの配備や核兵器の数など、米ソ間で行われてきましたが、現在はうまくいっていません。

軍縮―1961年の第16回国連総会で報告された米ソ共同声明（マクロイ＝ゾーリン協定）は画期的でした。ケネディとフルショフの時代で「軍備をお互いに減らしたり、放棄したりすること」で全面軍縮案でした。

要するにトータルに総合的に安全保障は考えなければなりません。国民の声と政治指導者の考えによるのです。北朝鮮とは、まず国交を回復することです。

Q．安倍総理は「新しい安保体制で抑止力が高まって、日本はより安全になった」と主張していますが、本当にそうですか？

A．こちらの軍事力を強化すれば、相手も対抗して強化し、その結果むしろ安全性が低下してしまうことも多いのです。

Q．スクランブルが増えてきたのですね？

A．日本の周辺のスクランブルの回数は 1989 年のマルタ島での米ソ和解のあと、急激に減少していたのですが、安倍政権の誕生後、その後の集団的自衛権の行使など、特に中国の増加が著しいです。

・スクランブルの回数

年　度	総件数	ロシア	中　国	北朝鮮	台　湾	その他
H28 年度	1168 回	301 回	851 回	0 回	8 回	8 回
H27 年度	873 回	288 回	571 回	0 回	2 回	12 回
H26 年度	943 回	473 回	464 回	0 回	1 回	5 回
H25 年度	810 回	359 回	415 回	9 回	1 回	26 回
H24 年度	567 回	248 回	306 回	0 回	1 回	12 回
H23 年度	425 回	247 回	156 回	0 回	5 回	17 回
H22 年度	386 回	264 回	96 回	0 回	7 回	19 回
H21 年度	299 回	197 回	38 回	8 回	25 回	31 回
H20 年度	237 回	193 回	31 回	0 回	7 回	6 回

Q．安倍総理がミサイル防衛を打ち出したあと、ロシアの北方領土の対する態度が強硬になったのではありませんか？

A．そのとおりです。核兵器をアメリカが保有したとき、ソ連ももし核で攻撃されたら、核で報復するぞと言って核を持ちました。これは核抑止力といいます。中国も北朝鮮も核を保有するのはこの考えなのです。

しかしミサイル防衛は、その報復する核を阻止するということですから、先制核攻撃を許してしまうことになってしまいます。そこで、ロシアも中国もミサイル防衛に反発しています。特にロシアは、対米防衛線を千島列島と北方領土において、この地域の軍事基地の機能を強化し、ミサイルを配備しています。中国が多頭核弾道ミサイルを考えているのも対応の一つです。特にイージスアショア２基を秋田県と山口県へ配備することへ反発を強めており、北方領土問題の解決にも大きな影響を与えています。このようにミサイル防衛を強化することが、必ずしも抑止力強化になっていないのです。

Q．安倍政権の積極的平和主義とは、どんなことですか？

A．安倍総理は戦後日本の外交安全保障政策を消極的平和主義として批判して、そこからの脱却を目指して積極的平和主義と言っているのです。

もっと世界の紛争に海外にも自衛隊を派遣して、軍事的に解決することができるようにしようということです。

戦後の日本は、国際紛争に軍事介入をしないという憲法の原則のもと幅広い国際協力を進めてきました。

ＯＤＡによる支援やＪＩＣＡの青年海外協力隊も 50 年間で 86 カ国 45,000 人以上の人が派遣され、その国の地方、地域な中でさまざまな支援活動を行ってきました。また、草の根支援ということで各国の貧困や感染症対策、人道支援を行ってきました。災害支援も

大変喜ばれています
　あの東日本大震災のとき、163カ国の国・地域及び43の機関から支援があったのです。戦後、国際社会に貢献してきて、世界が平和日本と評価するのは軍事力ではありません。

積極的平和主義という考えは、もともとノルウェーの平和学者であるヨハン・ガルトゥングが主張したもので、それは単に戦争がないというだけでなく、暴力や貧困や差別、格差など社会的構造にめざしている構造的暴力ととらえる。人々の貧困とか教育、医療など人々の生活が安心、安全に移行されて人々の尊厳と自由が守られて初めて平和なのだ。この総合的な政策こそ積極的平和主義ということです。

国連の「平和権利宣言」について

平和に生きる権利

戦争を「人権侵害」と反対する根拠　国連総会で宣言

平和に生きる権利をすべての人に認める「平和への権利宣言」が国連総会で採択された。国家が関与する戦争や紛争に、個人が「人権侵害」と反対できる根拠となる宣言。日本の非政府組織（NGO）も深く関与し、日本国憲法の理念も反映された。NGO は宣言を具体化する国際条約をつくるよう各国に働きかけていく。

日本の NGO「平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会」によると、きっかけは 2003 年のイラク戦争。多くの市民が巻き込まれたことをスペインの NGO が疑問視し「平和に対する人権規定があれば戦争を止められたのでは」と動き始めた。

宣言は、すべての人が「平和を享受する権利を有する」と明記。国連が「平和への権利」を個人の人権として認めた意義は大きい。

ただ、国連総会では、米英などイラク戦争の有志連合の多くが反対。日本も反対に回った。

◆平和への権利宣言（抜粋）

第 1 条	すべての人は、すべての人権が保障され、発展が実現するような平和を享受する権利を有する
第 2 条	国家は、平等、正義、および法の支配を尊重し、平和を構築する手段として恐怖と欠乏からの自由を保障すべきだ
第 3 条	国家、国連は、この宣言を実施するために適切で持続可能な手段を取るべきだ。市民社会は支援を奨励される
第 4 条	寛容、対話、連帯の精神を強化するため、国際・国家機関による平和教育が促進される
第 5 条	この宣言は、国連憲章、世界人権宣言および国際・地域文書に沿って理解される

G７　伊の棄権以外「反対」

「平和への権利宣言」を決議した 2016 年 12 月 19 日の国連総会の採決は、131 ヵ国が賛成、34 ヵ国が反対（棄権 19 ヵ国）だった。

安全保障理事会の常任理事国五カ国は、中国とロシアが賛成し、米国、英国、フランスは反対。先進 7 ヵ国（G7）は、イタリアが棄権した以外、日本を含む 6 ヵ国すべてが反対した。

賛成は中南米や東南アジア、アフリカ諸国が多い。特にキューバを中心とした中南米諸国は議論を主導したという。日本外務省の担当者は「中南米の国々は、国際法上詰めた議論がなされていない人権について、活発に提起する傾向にある」と指摘する。

反対派欧米が多い。

日本の憲法の現状について

今年戦後 72 年。この間、日本は一発の弾丸も撃たず、1 人の戦死者も出さなかった。こうした国は世界でも稀であり、誇るべきことなのです。

あの戦争の終わったとき、平和が何より大切、戦争は二度といやだとすべての国民が思ったのです。その時の、臥薪嘗胆いずれもアメリカに復讐しようと考えた国民は、ほとんどいなかったと思います。

憲法９条の下で「戦争を行わない」「戦争に参加しない」「海外で武力行使はしない」「国際紛争に軍事介入しない」ことを原則に、日本の外交安全保障政策は進めてきたのです。

専守防衛に徹し、近隣諸国や友好関係を保ち、ＯＤＡや草の根支援、青年海外協力隊の派遣、災害救助や武器の海外輸出も禁止とするなど、世界各地でそれぞれの国のために非軍事分野で貢献し、平和国家として世界に認められてきました。

しかし、この戦後 72 年間の平和と民主主義は、いま音をたてて崩れかけようとしています。

安倍政権は戦後レジームからの解体、脱却を掲げて登場し「美しい国、日本」「日本を取り戻そう」をスローガンに「占領軍によって作られた憲法や教育基本法、そのうえに培われた精神を見直し真の独立の精神を取り戻す」としています。

そしてまずやられたことは、「国家安全保障会議の設立」「特定秘密保護法の制定」「ＮＨＫを支配下に」「集団的自衛権の行使」「海兵隊（上陸部隊）の設立」「敵基地先制攻撃をめざす」ということです。

考えてみると、戦前日本が戦争の道を歩むなかで進めてきたことは、第一に教育教科の軍事化です。国家のために死ぬことを子供に教えてきたのです。

第二に情報国家管理が強化され、出版法や軍機保護法など表現の自由が抑圧され、自由に物の言えない社会となりました。

第三に弾圧の強化です。治安警察法や治安維持法が制定され、政府に抗議したり施策に反対することは取り締まりの対象となりました。

第四に 5.15、2.26 事件やテロが行われ軍事独裁の国家体制ができて、戦争への道を進んで行ったのです。

安倍総理のやってきたことと、戦前の日本の戦争への道を比べてみて下さい。まさに、いつか来た道であり、大日本帝国の姿が浮かび上がってくるのです。

安倍総理は、祖父である岸信介を大変尊敬しています。その岸信介氏は「名にかえて、このみいさ（聖戦）の正しさを来世までも語り残さむ」という歌があります。安倍総理は、決してこの間の戦争を侵略戦争だったと認めていないのです。「正しい戦争だった」と考えているのです。

「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとした者は、またそうした危険に陥りやすいのです」という、ドイツのワインゼッカー大統領の演説を思い出します。

安倍総理は、就任以来「私が総理だ、総理大臣である私が言っているのだ」とか「私が最高責任者だ、私の言うことがわからないのか」などと発言し、そのうえ、閣議決定で憲法の解釈も、武器輸出政策も、エネルギー政策も過去の経過や積み重ねを無視して自由に変え、自由に決めることができるとしています。

いまや法治国家ではなく、国会も憲法も法律もいらない独裁国家の如くです。国家安全保障法案で 10 本の法律を 1 本にまとめたことは、ヒットラーが政権把握のためにやった

やり方と同じで、麻生さんが以前ヒットラーに学べといったことを実践しているのです。

最近の安倍総理は「だんだん東条英機に似てきた」とか「軍服を着ているのではないか」という文化人がおられますが、情けないことです。

戦後日本の問題は、戦争の総括を政府が行わず東京裁判で終わりにしたことです。日中戦争が拡大し、ノモンハンで大敗北の直後に、なぜアメリカとの戦争に突入したのか、途中でやめる事ができなかったのか、ポツダム宣言（1945 年 7 月 26 日）をすぐに受託すれば、ソ連の参戦も、広島や長崎に原爆はなかったのではないでしょうか。

戦争の 731 部隊、南京事件、従軍慰安婦、特攻隊、玉砕、インパール作戦など、その責任も明らかにされず、曖昧にまま済ませてしまったことはが、今日の日本の状況を生み出しているのです。いまや日本の平和と民主主義が存立危機なのです。

私たちは政治の責任の重さをかみしめながら、頑張っていきたいと決意を新たにしています。

憲法改正国民投票法について

Q．国民投票法とは、どういうものですか？

A．憲法９６条は改正手続きについて定めています。

・まず国会が衆参両院でそれぞれ総議員の３分の２以上の賛成を得て発議すること。

・それを受けて国民投票で過半数が賛成することと規定しています。

この「国民投票」の具体的な手続きを定めるものです。

Q．今までは、どうしてなかったのですか？

A．実は60年前に国民投票が話題になったことがあるのです。

1947年3月、いまの憲法が施行される直前に、ＧＨＱ（連合軍）から日本政府に施行１年後、２年以内に「必要なら憲法改正の必要性を検討して国民投票を行ってはどうか」と言ってきたのです。しかし当時の吉田茂首相は「改正の意見はない」と表明して断ったのです。

その後、憲法はそのまま国民に定着して60年を経ったのです。その後歴代自民党政府も自分の内閣では憲法改正を行わないと表明してきたのです。

Q．どうして今なのですか？

A．安倍首相です。憲法改正のためです。はじめに憲法改正ありきなのです。

7月の参議院選挙で憲法改正を争点にすると表明し、その後の国会では数と力で無理やり投票法を成立させたのです。

Q．憲法を改正して何をやりたいのですか？

A．安倍首相は戦後レジーム（体制）からの脱却を主張の柱にしています。

戦後体制は戦前の体制（天皇主義、軍国主義）の反省のうえに国民主権、平和主義、基本的人権を柱とする憲法が成立し生まれたものです。ですから又、戦前の体制へ戻るのですかと疑いたくもなります。

Q．具体的には？

A．結局、９条を改正して自衛隊が海外で武力行使をアメリカと共に行うようにしようということですし、基本的人権も制約し、国民の国家への責務・義務を拡大するということです。

ＧＨＱに押しつけられたと主張する安倍さんが、アメリカの要求に応じてアメリカのために９条を改悪する。わかりませんね。

安倍さんは、アメリカが日本のために血を流すとき、日本人もアメリカにために血を流す、「血の同盟」にしなければならないと主張しています。「血」の好きな人ですね。

・国民投票法案のポイント

Q．投票はどのように行うのですか？

A．賛成、反対のいずれかを○で囲む方法で、この合計の過半数が賛成ならば承認、反対ならば否決となります。

問題は白票の扱いです。法律では無効となってしまうのです。

これはおかしいのです。現行憲法の改正に賛成でないという意思表示ですから、反対にカウントすべきです。

Q．投票は一括なのですか、個別なのですか？

A．基本的には「個別」です。この点は良いのですが、関連する事項をまとめて発議することができるようになっていますので、何と何が関連するのか、かなり恣意的です。

例えば安全保障で「自衛軍の設置」と「海外での武力行使容認」が一つにまとめられた場合、「自衛軍は認めるが海外での武力行使には反対」という人はどうするか判断に迷います。そのとき白票の意味は大きいのです。

Q．国民にはどうやって内容を知らせるのですか？

A．国会に「国民投票広報協議会」が設けられ、改正案の内容と賛否の意見など載せた広報を作ることにしていますが、問題はこの協議は衆参両院から 10 人ずつ選ばれ、しかも議員比率で割り与えられますので、圧倒的に与党が多くなるのです。

一方的な広報になる可能性があります。

Q．マスコミの報道や広告を規制はあるのですか？

A．投票 14 日前から、テレビ、ラジオによる広告は禁止されますが、それ以前は自由です。お金を持っている勢力が、高いテレビＣＭを買い占める可能性が大きいのです。一方的な宣伝が大量に流されることは自由なのです。このことは許してはならないと思います。

Q．処罰されるのですか？

A．処罰はありませんが、懲戒などの行政処分の対象になるのです。大きな問題です。しかもどんなことがダメで、どんなことが許されるのかはっきりしないのです。意見を表明するのは良いが働きかけてはいけないと与党は答弁していますが、大学教授が反対の集会で講演した場合はどうなるのか。学校で憲法を教えることも出来なくなります。一番大きな問題です。国の基本である憲法について、すべてに人が意見を表明し自己の信念に従って行動する自由と権利を持っているのです。

しかも公務員は憲法で憲法遵守義務を負っているのですから、国民に対して憲法をきちんと知らせることも大切なことです。

Q．この他にどんな問題がありますか？

A．最低投票率を決めるべきだという議論が日弁連などから主張されています。

たしかに 20%の投票率でその過半数といいますと国民の 1 割の人の賛成で改憲されてしまうことになるのです。

Q．いよいよ闘いですね？

A国民投票法が成立してからといって世の終わりではありません。先ず 7 月の参議院選挙で「憲法を大切にする」、特に９条改憲に反対の人を議会に送り込むことです。私は憲法の制定過程やその内容を国民の皆さんに知って頂ければ安倍改憲阻止することができると考えています。

・憲法改正の流れ（衆議院に改憲原案が提出された場合）

衆議院

① 原案を提出。（100 人以上の賛成が必要）
② 憲法審査会で可決。（過半数の賛成が必要）
③ 本会議で可決。（総議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要）

参議院

① 憲法審査会で可決。（過半数の賛成が必要）
② 本会議で可決。（総議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要）
③ 国会が改憲案を発議。
④ 周知期間、国民投票運動が展開。（60 日―180 日）
⑤ 国民投票。（過半数の賛成で承認）
⑥ 天皇が公布

・国民投票法案の骨子

●投票テーマ　憲法改正に制限。
●投票年齢　18 歳以上。
●周知期間　憲法改正案の国会発議から 60 日以降 180 日以内に投票を実施。
●広報　衆参各 10 人で構成する「国民投票広報協議会」を国会に設置。広報などを作成。
●国民投票運動の規制　公務員の政治的行為を制限する公務員法制上の規定を適用。賛否の勧誘や意見表明が制限されないよう 3 年以内の法整備。公務員・教育者の地位を利用した賛否の勧誘を禁止。
●広告規制　投票 14 日前からテレビ・ラジオによる広告禁止。
●施行期間　3 年後。施行までの衆参両院の憲法審査会は改憲案の審査・提出をしない。

※賛成が有効投票総数の 2 分の 1 を超えた場合は承認。白紙等は導入せず。

芦田演説

「終戦後ノ日本ガ何故ニ憲法改正ヲ急速ニ実現シナケレバナラナカツタカト云ウ理由ニ付テ、政府ノ所信ヲ確カメテ置キタイト思マス。内閣総理大臣ハ憲法改正案ノ提案理由書ノ冒頭ニ於テ、「ポツダム」宣言ニ言及サレマシテ、基本的人権尊重ト、民主主義的政治形態ノ樹立ガ要望サレテ居ルコトヲ説カレマシタ、無論ソレハ誤リデハアリマセヌ、併シナガラ降伏条件ノ受諾ト云ウ如キ我ガ国ニ取ツテ受身ノサウステ外交的記録ニ依ツテニミ此ノ憲法改正ノ動機ハ説明シ得ラレルモノデハナイト思ヒマス。動機ハモットモット深イ所ニアルト思フ、此ノ議事堂ノ窓カラ眺メテ見マシテモ我々ニ眼ニ映ルモノハ何デアルカ満目蕭条タル焼野原デアリマス、此処ニ横タッテ居ツタ数十万ノ死骸、灰燼ノ中ノ「バラック」ニ朝晩乾ク暇ナキ孤児ト募婦ノ涙、其ノ中カラ新シキ日本ノ憲章ハ生レ出ツベキ必然ノ運命ニアツタト、内閣ハ御考ヘニナラナイカ、ヒトリ日本バカリデハアリマセヌ、戦ニ勝ツタ「イギリス」デモ「ウクライナ」ノ平野ニモ、揚子江ノ揚ノ蔭ニモ、同ジヤウナ悲観ノ叫ビガ聞カレテ居ルノデアリマス、此ノ人類ノ悲観ト社会ノ荒廃トヲ静カニ見詰メテ、我々ハソコニ人類共通ノ根本問題ガ横ハツテ居ルコトヲ知リ得ルト思ヒマス、此ノ人類共通ノ熱望タル戦争ノ放棄ト、ヨリ高キ文化ヲ求メル欲求ト、ヨリ良キ生活ヘノ願望トガ、敗戦ヲ契機トシテ一大変革ヘノ途ヲ余儀ナクサセタモノデアルコトハ疑ヒヲ容レナイト思フ、ソコデ憲法改正ノ根幹ヲ斯様ニ考エルコトハ、政府ノ見解ト一致スルカドウカト云ウ點ニ付テ御尋ネヲ致シマス。

今回ノ憲法改正案ニハ二ツノ面ノアルコトハ能ク我々ノ承知スル所デアリマス、其ノ一ツハ、日本ノ国家機構カラ一切ノ封建的ナ残澤ヲ取除イテ、眞ニ民主的ナ国会制度、内閣制度、司法制度ヲ確立セントスル現実的構成法的ノ部門デアリマス、他ノ一ツハ国内ニ於テ基本的人権ヲ尊重シ、諸外国トノ間ニ平和的協力ヲ成立サセ、国際社会ニ伍シテ、名誉アル地位ヲ占メヨウト努力スル意思表示デアリマシテ、多分ニ将来ノ国際生活ニ対スル理想至儀的ナ分子ヲ含ム面デアリマス。即チ平和日本ノ道義的水準ヲ国際水準ニマデ昂メヨウトスル意思表示ト、此ノ理想ヲ実現スル為ニ国内機構ノ確立ヲ行ナフコトガ改正案ノ主タル狙ヒデアラウト思イマス、戦争放棄ノ宣言ハ、廃墟ノ呻吟スル人々ノ哀心カラ出タ要求デアルコトハ間違ヒナイト思ウ。日本ハ戦争ノ防止、戦争ノ放棄ノ大理想ヲ通ジテノミ、再建ト独立トノ大道ヲ歩ムコトガ出来ルノデアラウト思イマス。